

鉄道車両用安全ガラス

JIS R 3213: 2018

(FGMAJ/JSA)

平成 30 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

R 3213: 2018

日本工業標準調査会標準第一部会 鉄道技術専門委員会 構成表

	氏名				所属
(委員会長)	西	江	勇	$\vec{-}$	一般財団法人研友社
(委員)	奥	津	佳	之	東京都交通局
	近	藤	邦	弘	一般社団法人日本鉄道施設協会
	齊	藤	嘉	久	株式会社京三製作所 (一般社団法人信号工業協会)
	城	石	文	明	東京急行電鉄株式会社(一般社団法人日本民営鉄道協会)
	田	中	裕	輔	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	中	Ш	哲	朗	日本貨物鉄道株式会社
	中	桐	宏	樹	一般社団法人日本鉄道電気技術協会
	本	間	英	寿	公益財団法人鉄道総合技術研究所
	柳	Ш	秀	明	鉄道機器株式会社 (一般社団法人鉄道分岐器工業協会)
	米	山	典	雄	東日本旅客鉄道株式会社
	四方田		圭	_	新日鐵住金株式会社

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:平成 4.5.1 改正:平成 30.7.20

官 報 公 示:平成30.7.20 原 案 作 成 者:板硝子協会

(〒108-0074 東京都港区高輪 1-3-13 NBF 高輪ビル TEL 03-6450-3926)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会:日本工業標準調査会 標準第一部会(部会長 酒井 信介)

審議専門委員会:鉄道技術専門委員会(委員会長 西江 勇二)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査 会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

		ージ
序.	文·······	1
1	適用範囲	
2	引用規格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	用語及び定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	種類及び記号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	品質	3
5.1	一般	3
5.2	強化ガラスの品質	4
5.3	合わせガラスの品質	7
5.4	複層ガラスの品質	· 10
6	試験方法·····	· 13
6.1	安全ガラスの形状・寸法の試験方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 13
6.2	安全ガラスの外観の試験方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 14
6.3	基本特性の試験方法	· 14
7	検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20
8	包装	· 20
9	表示	· 20
附/	属書 A (規定)鉄道車両用安全ガラスのマーク表示位置基準⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	· 21
解	説	. 26

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、板硝子協会(FGMAJ) 及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出 があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、 JIS R 3213:2008 は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 31 年 7 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、JIS R 3213:2008 によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意 を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実 用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS R 3213 : 2018

鉄道車両用安全ガラス

Safety glass for rolling stock

序文

この規格は、1992年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2008年に行われたが、その後の改正された引用規格、ガラス製造品質などの技術的進歩に対応するために改正した。なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、主として鉄道車両の窓に使用する安全ガラスについて規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS B 7502 マイクロメータ

JIS B 7512 鋼製巻尺

JIS B 7514 直定規

JIS B 7516 金属製直尺

JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー硬さの求め方-第3部:デュロメータ硬さ

JIS R 3106 板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法

JIS R 3107 板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法

JIS R 3209 複層ガラス

JIS Z 8401 数値の丸め方

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

JIS Z 8722 色の測定方法-反射及び透過物体色

JIS Z 8781-2 測色-第2部: CIE 測色用標準イルミナント

JIS Z 8781-3 測色-第3部: CIE 三刺激值

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

安全ガラス

鉄道車両の窓ガラスが破損した場合の人身傷害を軽減することを狙いとした板ガラス加工製品であって, 強化ガラス,合わせガラス,強化合わせガラス及び複層ガラスの総称。